

(9) 学生の車両使用規則

(目的)

第 1 条 この規則は、明石工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育環境を維持し、学生の安全を確保するため、学生が通学に自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下「車両」という。）を使用する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(車両による通学)

第 2 条 学生の車両による通学は、原則として禁止する。

2 交通事情等やむを得ない事由により車両の使用を必要とするときは、校長の許可を得なければならない。

(条件)

第 3 条 前条第 2 項による場合は、次に掲げる諸条件を満たしたうえ、保証人連署による車両使用願（別記様式第 1 号）を学級担任を経て校長に提出するものとする。

(1) 車両の使用は、第 4 学年以上の学生であること。

(2) 原則として、居住地が本校から 10 km 以上の距離にあり、通常の交通機関で通学に要する時間が片道 1.5 時間以上であり、かつ、事情により入寮できない者であること。

(3) 自動二輪車及び原動機付自転車（以下「車両」という。）の総排気量は、125cc 以下であること。

(4) 使用者が任意対人賠償保険に加入している車両であること。

(許可)

第 4 条 校長は、前条の願い出に基づきその実情を調査のうえ、使用がやむを得ないと認められた場合に限り許可する。

2 車両の使用を許可したときは、許可証（別記様式第 2 号）及びステッカー（別記様式第 3 号）を交付する。

(遵守事項)

第 5 条 車両の使用を許可された者は、車両の使用に際しては交通法令の定めによるほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可証は、常時携帯し、本校職員から請求があったときは、速やかに提示すること。

(2) ステッカーは、所定の箇所に正確にはり付けること。

(3) 校内は、徐行（15km/h 以下）するとともに、所定の場所に整然と駐車し、施錠すること。

(4) 校内では、通学の目的以外に運転しないこと。

(5) 二輪車使用の者は、必ずヘルメットを着用し、2 人乗車をしないこと。

(6) 許可車両は、他人に使用させないこと。

(7) 本校が行う安全講習会を必ず受講すること。

(8) 許可証及びステッカーを紛失又は破損した場合は、速やかに届け出て、再交付を受けること。

(9) 交通事故を起こしたとき又は交通違反をしたときは、速やかに届け出ること。

(許可の取消等)

第 6 条 前条の規定に違反した者及び交通違反をした者は、車両の使用を一時停止するか又は使用の許可を取り消す。

(届出)

第 7 条 許可を受けた車両の使用をやめるとき又は許可にかかわる事項に変更が生じるときは、速やかに学級担任を経て校長に届け出なければならない。

(更新手続)

第 8 条 車両使用許可証の有効期限は、自動車任意保険の契約期限内とする。

2 引き続き車両を使用する者は、車両使用願を更新の日の 1 か月前に提出しなければならない。

(臨時使用の場合の取扱い)

第 9 条 特別な事情により、極めて短時日の間車両を使用する場合の取扱いについては、別に定める。

(事務)

第 10 条 この規則の事務は、学生課教務学生チームにおいて処理する。

附 則

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この規則は、平成 11 年 1 月 13 日から施行する。

